

東京都児童福祉審議会 第1回専門部会  
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 平成31年2月18日(月) 18時00分～20時20分

2 場所 都庁第一本庁舎 16階 特別会議室S6

3 次第

(開会)

1 委員・行政職員紹介

2 議事

(1) 部会長・副部会長選任

(2) 社会的養育における都の現状等について

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、磯谷副部会長、石川委員、鈴木委員、都留委員、西村委員、林委員、  
藤井委員、松原委員、宮島委員、武藤委員、横堀委員、渡邊委員、

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 児童福祉審議会専門部会テーマ

資料3 計画の策定に向けた調査・ヒアリング

資料4 課題の整理・検討①

資料5 課題の整理・検討②

資料6 課題の整理・検討③

資料7 専門部会開催スケジュール

その他 資料集

開 会

午後6時00分

○玉岡育成支援課長 それでは、定刻になりました。本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、事務局の書記を務めさせていただきます福祉保健局少子社会対策部育成支援課長の玉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告をさせていただきます。

本専門部会の委員は、委員12名、オブザーバー1名の計13名でございます。本日は、全員の皆様に御出席をいただいております。

次に、お手元の本日の会議資料につきまして御確認をさせていただきます。

まず、初めに会議次第がございます。

資料1、「東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿」。

資料2、「児童福祉審議会専門部会テーマ」。

資料3、「計画策定に向けた調査・ヒアリング」。

資料4、「課題の整理・検討①」。

資料5、「課題の整理・検討②」。

資料6、「課題の整理・検討③」。

資料7、「専門部会開催スケジュール」となっております。

その他、資料集を別途置かせていただいております。こちらの資料集につきましては、毎回事務局のほうで机の上に御用意をさせていただきたく存じますので、各回の会議終了後、机の上に置いていただければ幸いです。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから今期第1回目の東京都児童福祉審議会専門部会を開催いたします。

本専門部会は、1月9日に開催いたしました第1回本委員会において設置を御承諾いただき、その後、委員長と御相談の上、委員長から専門部会委員として御指名いただいた委員の方にお集まりをいただいております。

また、児童福祉法第9条第2項の規定に基づきまして、新たに4名の方に臨時委員とし

て御就任いただいております。

第1回の専門部会ですので、資料1の名簿の順番で委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

まず、初めに石川理恵委員でございます。

磯谷文明委員でございます。

柏女霊峰委員でございます。

鈴木亘委員でございます。

都留和光委員でございます。

西村久美子委員でございます。

林浩康委員でございます。

新たに御就任いただきました、藤井康弘委員でございます。

同じく、新たに御就任いただきました宮島清委員でございます。

同じく、新たに御就任いただきました武藤素明委員でございます。

横堀昌子委員でございます。

新たに御就任いただきました、渡邊守委員でございます。

オブザーバーといたしまして、松原康雄委員でございます。

次に、行政側のうち、管理職について御紹介をさせていただきます。

初めに、幹事長を務めます少子社会対策部長、谷田でございます。

書記を務めます少子社会対策部計画課長、新倉でございます。

同じく家庭支援課長、竹中でございます。

同じく子供・子育て計画担当課長、園尾でございます。

同じく事業調整担当課長、宿岩でございます。

その他、関係職員といたしまして、児童相談センター児童福祉専門課長、大友でございます。

立川児童相談所長、鈴木でございます。

足立児童相談所長、辰田でございます。

改めまして、私は少子社会対策部育成支援課長の玉岡でございます。

その他の関係職員は資料1のとおりでございます。

ここで、少子社会対策部長、谷田から一言、御挨拶を申し上げます。

○谷田少子社会対策部長 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます

います。

先に開催いたしました今期第1回の本委員会におきまして、この社会的養育推進計画策定に向けた検討を行う専門部会を立ち上げることについて御承認をいただきました。

委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しいところ、今回の専門部会の委員をお引き受けいただきました。改めて御礼を申し上げたいと思います。

皆様御案内のこととは思いますが、国においては改正児童福祉法の理念に基づきまして、新しい社会的養育ビジョンが策定されました。この中で、家庭養育優先原則を徹底し、子供の最善の利益の実現に向けた具体的な工程というものが示されたところでございます。都道府県に対しましては、既存の都道府県推進計画を全面的に見直して、来年度末までに新たな計画を策定するように通知があったところでございます。

これまでも、東京都におきましては、平成27年4月に策定した現行の社会的養護推進計画に基づきまして、社会的養護が必要な子供たちが健やかに育ち、社会で自立していけるよう、家庭的養護の推進や施設における専門的ケアの充実、人材の確保・育成などに取り組んでまいりました。

今期の専門部会では、新たな計画の策定に向けて、特に「里親等への支援」、それから「施設の機能転換等」、そして「児童相談所等の改革」という3つのテーマの課題につきまして、専門的な視点や現場の実情を踏まえた視点から広く議論を進めていただきたいと考えております。

この専門部会は、今回を含めまして年末までに7回の開催を予定しております。本部会でいただいた御意見を受けとめながら計画を策定し、具体的で実効性のある形で対策を講じていきたいと考えております。

今回のテーマの幅広さやその内容に思いをいたしますと、非常にタイトな日程の中での御審議をお願いすることになると思いますが、どうか皆様方のお力添えをお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条3項では、部会長を互選により選出することとなっています。また、副部会長につきましても、部会長御不在時に御対応いただくため選任してはいかがかと思いますが、このことについてはいかがいしましょうか。

○横堀委員 誠に僭越でございますけれども、児童福祉分野での幅広い御経験と豊かな実績をお持ちの柏女霊峰委員に部会長をお願いしてはどうかと思います。

また、副部長につきましては、部長に選任を一任してはいかがでしょうか。

○玉岡育成支援課長 ただいま横堀委員から、部長には柏女委員、副部長は部長に一任という御発言がございました。もし御異議がなければ、そのように決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○玉岡育成支援課長 それでは、本専門部会の部長は柏女委員、副部長は部長に一任ということで決定させていただきます。

それでは、柏女部長に御挨拶をお願いいたします。

○柏女部長 皆さん、こんばんは。ただいま、部長に御指名いただきました淑徳大学の柏女と申します。現在、東京都児童福祉審議会の副委員長をさせていただいております。これから今、谷田部長からのお話にありましたように、この部会で社会的養育推進計画の策定の大きく3つのテーマについて議論をしていくという形になります。

今、谷田部長のほうからは、ここでいただいた意見を受けとめて計画の策定に生かしていきたいという御決意をいただきました。何か報告書をまとめるとか、そういうことではないというように理解をいたしました。一回一回、事務局からこのように考えますがいかがでしょうかと出されて、それに対して毎回議論をしていくという形になっていくのだらうと思います。そういう意味では、一回一回がとても大事な時間になるかと思います。皆様方の御協力をいただきながら、都の計画がよりよいものになっていくようにやっていきたいと思います。どうぞ御協力をよろしくをお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 ありがとうございます。

それでは、柏女部長、副部長の御指名をお願いいたします。

○柏女部長 副部長には、国の審議会等でも御実績があります磯谷委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 異議なし)

○柏女部長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

○玉岡育成支援課長 それでは、副部長は磯谷委員にお願いしたいと思います。

磯谷副部長から御挨拶をお願いいたします。

○磯谷副部長 今、御指名いただきました磯谷でございます。

今回、非常に重要なこの社会的養育推進計画の策定というところで、充実した議論がで

きるといいと思っています。特に、きちんと地に足のついた議論ができればと思っております。そういう意味で、部会長をしっかりサポートしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は柏女部会長にお願いしたいと思います。

○柏女部会長 それでは、早速ですが、審議に入っていきたいと思います。

先の本委員会で、「社会的養育推進計画の策定に向けた検討」ということで、この専門部会を設置して審議をしていくことになりました。

とりわけ、計画は非常に幅広いわけですが、その中で、「里親等への支援」、それから「施設の機能転換等」、それから「児童相談所等の改革」、この3つの事項について審議会において集中的に議論をしていければと考えております。

もちろん、それ以外のテーマの意見は全く述べられないということではありませんで、この3つに焦点を当てて審議会では議論していくという形ですので、他のテーマについての意見ももし付随してありましたらぜひお願いをしたいと思います。

それでは、今日は「社会的養育における都の現状等について」という議題ですが、大きく2つに分けられますが、事務局のほうから説明をしていただいた上で順次意見交換を行っていききたいと思います。

では、まず事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、まず資料2をご覧ください。ただいま柏女部会長のほうからお話がありましたとおり、また谷田からもお話をさせていただきましたが、当専門部会の流れにつきまして、改めて御確認をいただければと思います。

こちらの「背景」にございますように、平成28年の児童福祉法等改正を踏まえた新しい社会的養育ビジョン及び国の通知を受けまして、平成31年度末までに東京都として新たな社会的養育推進計画を策定することになっております。下に「都の取組」がございます。これから取組の現状について御報告をさせていただきますが、その上で先ほど御指摘がありました主な課題3つというところで、右側にあります3点の項目につきまして御審議、御意見を頂戴するという形になっております。

なお、スケジュールのところは計7回とありますけれども、2回目はスケジュールの記載にあるような方々からヒアリングもさせていただきます。また、今回は、先ほど部会長

からもおっしゃっていただきましたが、あくまでも提言という形ではなくて、皆様方から御意見をいただきながら、計画のほうに可能なものを反映させていただく形で進めさせていただきますと考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

それでは、まず都における社会的養護の現状ということで、里親と児童福祉施設と児童相談所という3つのテーマにつきまして、資料集の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、私のほうからは、里親と児童福祉施設等の現状について簡単に御説明させていただきます。時間の都合がございますので、主要な点のみの御説明となることについて、あらかじめ御了承いただければと思います。

まず、初めに、資料集の1ページ目をご覧ください。「東京都における「社会的養護」の全体像」とページ上段にあります。こちらは、下段に「社会的養護の体系図」がありますが、養育家庭等の里親制度に加えまして、ファミリーホームやグループホームといった家庭的な環境で児童を養育する家庭的養護と、児童養護施設を初めとした施設養護があるというものでございます。

2ページをご覧ください。こちらは、特別養子縁組についてでございます。養育家庭等とは異なりまして、永続的に実の子と同じ親子関係を結ぶ制度ということで、児童相談所と民間あっせん機関によるものがあるということでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。下段でございます。現行の計画では、東京都としては先ほど申し上げました家庭的養護の割合を平成41年度までにおおむね6割となるように目指すとしておりますが、こちらのグラフの一番右側をご覧くださいますように現状では35%となっているところでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。こちらからが、里親の現状になります。

8ページから9ページにかけてグラフがございますが、グラフにありますとおり、里親の登録数及び委託児童数は増加をしておりますが、伸びは緩やかで、委託率で見ますと、昨年度末の時点で都は13.5%と、全国で見ると低い率にとどまっています。

次に10ページの上段をご覧ください。東京都の委託率がなぜ低いかというところを私どもで検討した一つの例として、人口との相関で見たものでございますが、里親委託率の高い自治体と比較いたしまして、都を含む大都市の自治体では人口に対する里親数が少ない状況がございます。

続きまして、12ページの上段でございます。そういった状況に対しまして、都として

取組を行っている一つの例として「養育家庭に対する里親手当の現状」をご覧ください。国の所定金額に対して、都においては2人目以降について上乘せをするなどの取組を行っているところでございます。

また、一方、下段にありますように、例えば里親が受託希望する子供の年齢につきましては、こちらにありますように6歳までの乳幼児が64%ということで、年齢の低い子供を希望する里親が多いという状況でございます。

13ページをご覧ください。こちらは、里親を知った経緯ということで、里親に対する認知についてでございますが、児童相談所以外ではインターネットやマスメディアなどの媒体によるものとなっております。認知度につきましては、下段にあります、里親制度を知っているのは58%というところでございまして、さらに一番下の「○」にありますように、里親になってみたいかどうかという点では「いいえ」と答えている方が91.4%、さらになりたくない理由としては負担感が大きいということで、「責任が重過ぎるから」が44.7%を占める状況でございます。

次に、14ページをご覧ください。乳児院及び児童養護施設の退所理由ということで、それらの施設からの移行先ということでは、それぞれご覧いただくように、半分前後は家庭復帰となっております。

続きまして、里親への措置変更につきましては、乳児院では約20%、児童養護施設では約2%という状況になっているところでございます。

16ページをご覧ください。

まず、上段にございます特別養子縁組については、先ほど養育家庭、里親について見ていただきましたが、認知度という点では45.9%ということでございますので、より低い状況となっております。東京都ではそういった養子縁組を促進するために「○」のところに書いてございますが、新生児里親推進事業などの取組をしているところでございます。

17ページをご覧ください。里親等の他に、できる限り家庭的な環境の中で養育を行うということで、グループホーム等、施設の小規模化を進めさせていただいているところでございまして、乳児院で小規模化の割合が60%、下の児童養護施設では90%以上を占めるなど、東京都では相当程度、小規模化については進んでいるところでございます。

18ページはただいま申し上げた状況のまとめになってございます。

続きまして、児童養護施設等の現状でございます。

19ページの下段をご覧くださいませでしょうか。こちらは乳児院の状況でございます。

施設への入所理由につきましては父母の虐待が全体の4割以上となりまして、20ページの上段にもございますが、虐待相談の増加に伴いまして、児童養護施設につきましても入所率が90%台後半という形で高どまりの状況になってございます。

また、下段の「入所児童の状況」というところもございますが、さまざまな課題を抱える児童が増えているということもございまして、次の21ページにもありますが、特に都立については公的役割を担っているということで、被虐待児の割合や支援の困難性が高い児童を多く受け入れているところでございますが、都立施設だけでは厳しい状況となっております。

23ページでございます。そういった背景を踏まえまして、上段にございますが、都では、例えば乳児院でいいますと家庭養育推進事業、児童養護施設でいいますと専門機能強化型児童養護施設といったような、看護師・心理士・精神科医師等の専門職員の配置を民間の施設で進めているところでございますが、さらなる体制の充実や職員の育成が必要となっているような状況でございます。

また、下段の児童自立支援施設でございます。こちらは、触法等の非行傾向の課題を抱えた児童への支援を行っているものでございますが、こちらにつきましてもこのグラフにありますように、被虐待や発達障害等の特別な支援が必要な児童が増加しております。

25ページは自立援助ホームの児童の状況になります。就労継続支援など行っておりますが、こちらでも同様の傾向となっております。

26ページでございますが、施設入所中だけではなく、退所後の自立を見据えた課題というところでも施設退所後の状況を見ていただきますと、進学については43.1%ということで増えておりますが、中途退学の割合も高くなっています。また、就職については雇用形態として非正規雇用が46.8%と多い割合になっているなど、不安定な状況もございます。

27ページにありますように、就労定着支援等をジョブ・トレーニングなどで行っていますが、こうした状況も踏まえて施策を展開していくことが求められております。

里親及び施設の現状については、以上でございます。

○竹中家庭支援課長 それでは、私のほうから「東京都における児童相談所の現状」につきまして、資料集の28ページ以降の資料により御説明をさせていただければと思います。

まず、28ページの下段をご覧ください。東京都内には11か所の児童相談所、そして7か所の保護所がございます。

29ページの上段でございますが、児童相談所が受理した相談件数が増加をしておりますけれども、虐待件数というものは下の折れ線グラフで急増しているところでございます。

下段の円グラフを見ますと、養護相談が全体の6割弱、障害相談、育成相談と続きますけれども、この養護相談の約66%が虐待相談となっております。

次に30ページをご覧ください。児童相談所が対応した虐待の種別のグラフとなりますが、平成25年度当時は5割が身体的虐待であったという状況でございましたが、29年度には心理的虐待が5割を占めておりまして、下段のグラフでは近隣・知人がだんだんと減って、現在は警察からの通告が最も多いという状況になっております。警察からの面前DV等による心理的虐待の通告が増えているということがうかがえます。

こうした状況の中、次の31ページをご覧ください。児童相談所の職員の配置状況でございます。これまでも毎年強化を図っておりますけれども、まずは人材育成や各所へのスーパーバイズを行う専門課長につきましては、福祉、心理ともに現在合計4名、そして来年度はさらに2名の増員を図る予定でございます。また、児童福祉司の定数は平成30年度4月には273名、児童心理司は117名となっております。

ただ、昨年3月に都内で発生いたしました虐待死事案を受けまして、児童福祉司をさらに昨年中に13名増、児童心理司を6名増といたしまして、それぞれ12月1日現在、児童福祉司が286名、児童心理司が123名の定数となっております。

また、来年度に向けまして児童福祉司を29名増ということで、合計315名の定数の予定でございます。そして、児童心理司が今123名となって、来年度18名増ということで141名となる予定でございます。

また、これらの職員とともに、非常勤の弁護士、医療連携専門員、司クラークといった非常勤の職員も確保しておりまして、さまざまな職員で一体となって業務を進めているという状況でございます。

下段に移りまして、一時保護所の定数と職員数でございます。入所定員は現在、幼児、学齢合わせて213名となっております。現在、八王子児童相談所の保護所の改修、そして足立児童相談所の仮設工事を行っておりまして、これが終了しますと来年度には、一時保護所の定員について、八王子児童相談所が16名増、足立児童相談所が8名増となって、合計237名の定員となる予定でございます。

その後は、児童相談センターの改築も考えておりまして、保護所の定員拡充についても来年度予算で盛り込んでいるところでございます。職員は現在157名でございまして、

来年度には夜間体制の強化や常勤弁護士の配置の試みなど、増員を図ってまいります。

32ページの下段となります。昨年12月に発表された国の新プランで、2022年までに人口3万人に1人以上の児童福祉司の配置するよう、基準が引き上げられました。来年度、31年度の東京都の児童福祉司の定数は315名となる予定ですが、政令基準の3万人に1人とすると、虐待件数は29年度のものでしか計算できないのですが、それで計算をすると、児童福祉司の必要数は499人となって、今より170名以上必要だということで、おおよそ200名近く足りないと言える状況でございます。

しかしながら、一気に増員というのは育成の面から困難という状況でございます。児童福祉司というのは対人援助に必要な高い専門性が求められ、座学の他、職員一人一人、現場での経験の積み重ねを通じて丁寧に育成する必要があるため、都では、育成可能な人数の増員を毎年確実にやっていくという方針でございます。

次に、一時保護所の状況でございますが、定員は先ほど御説明をしたとおりでございます。35ページになりますけれども、現在213名で、来年度には237名に拡大されます。34ページの下段をご覧くださいと、学齢児の保護は増加の一途となっております。

35ページ上段では一時保護委託の状況を示しておりますけれども、学齢児の保護の全体の3割が一時保護委託となっております。一時保護された児童については、虐待を主訴とするものが増加している傾向でございます。

36ページの下段をご覧ください。一時保護所の入所率、保護日数を示しております。平成29年度平均入所率109%、最大の月は121%ということで、平均で100%を常に超えているような状況でございます。そして、入所日数も約42日と、全国平均の30.1日と比べて非常に長い状況でございます。

次に、一時保護所の外部評価について御説明をさせていただきます。東京都では、平成28年度より都内全ての一時保護所で外部評価を受審しております。

37ページをご覧ください。子供の利用者への調査結果といたしまして、一時保護所の生活がよいというように答えた子供が5割を超えておりますが、アンケートを通じまして、一時保護所の生活を豊かにする要望や提案を取り上げ、改善につなげている状況です。

改善が望まれる点としては、やはり生活のルールの狙いをわかりやすく子供たちに伝える工夫の必要性や、次世代リーダーの育成のための技術の継承、職員の育成といったところの取組が必要と言われておりまして、今年度より一時保護所の職員の育成を担当いたします保護推進担当課長代理をまずは児童相談センターに配置をし、来年度から他の一時保

護所にも配置の予定でございます。

さらに、一時保護所の児童が児童相談所以外の第三者との相談も受けられる機会を確保し、一時保護所の生活の質の向上を図るために、第三者委員の導入も今年度より行っております。

今年度、月に1度、第三者委員に一時保護所で活動していただき、子供と一緒に食事をとるなどコミュニケーションを図っていただいた後、希望する子供と面接をしていただいております。

38ページをご覧ください。4月から11月までの第三者委員の活動実績を載せておりまして、290名の子供から、438件の相談を受けております。相談内容といたしましては、児童間のトラブルや職員指導のあり方、それからみずからの今後の見通しの不安といったようなところであります。

雑駁ではございますが、児童相談所等に関する説明は以上になります。

○柏女部会長 それでは、ここまでは説明という形になりますが、次は御意見をいただく事項になるかと思えます。

今後、東京都の社会的養育推進計画の具体的な検討を行うに当たって、実態等を把握するために都では調査を考えておられます。その調査やヒアリングについての御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料3により御説明をいたします。

計画策定に当たりましては、国の策定要領におきまして、都道府県内の社会資源及び子供家庭の状況を把握し、各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体図を記載することとなっております。

そのため、里親等支援、施設の機能転換等、児童相談所等の改革、それぞれの項目につきまして、このような調査を行うこととしております。調査に当たりましては、里親登録者、施設児童相談所を初め、都民へのアンケートも想定しております。

詳細について、簡単に御説明をいたします。

まず、初めに「里親等への支援」ですけれども、「代替養育を必要とする子供数の見込み」、こちらは里親等委託率の目標設定の決定に当たりまして必要なもので、策定要領でも算出することが求められておりますが、具体的には施設入所児童のうち里親等委託が必要なケース数や、施設入所が1年以上にわたっている乳幼児の状況など、里親を必要とするニーズがどれぐらいあるかという視点での調査項目について、こちらのそれぞれの項目

がございますが、その項目に応じた相手先として児童養護施設、乳児院、児童相談所に対して調査を行うものでございます。

次に、「里親等への委託の推進に向けた取組」といたしましては、児童受託に係る必要経費の状況等につきまして里親登録者に調査を行う他、養育家庭・養子縁組里親に対する認知度、印象、または仮に御自身が養育家庭等になっていただくとしたら、どのようなことが必要なのかといったことなどについて、何らかの形で都民の方にも調査したいと考えております。

また、フォスタリング機関につきましては、里親のリクルートとアセスメント、研修、マッチング、委託中から解除後に至るまでの支援といった一連の業務につきまして、民間機関の積極的な活用を含めた検討が求められており、また、委託する場合は包括的に委託することが望ましいとされていることから、委託の可否や、委託する場合の範囲につきましても、児童相談所の御意見もこちらの調査の中で聞きたいと思っております。

次に、「施設の機能転換等」でございます。施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化に向けた取組ということで、次のページにもわたっておりますが、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設及び自立援助ホームのそれぞれに対して調査をいたします。

例えば1枚目の乳児院のところで申し上げます、小規模グループケアの実施予定や専門職員の必要性・効果、次のページの児童養護施設等につきましてはグループホーム・ファミリーホームの設置促進に向けた課題、専門的なケアが必要な子供数など、国が示している小規模かつ地域分散化を進めていくことについての課題等を施設に対して調査をしたいと思っております。

次に「児童相談所等の改革」でございますけれども、「一時保護改革に向けた取組」といたしましては、例えば都内における乳児の一時保護機能につきましては基本的に乳児院にお願いをして担っていただいているところでございますが、その確保状況や増加要因といった項目、一時保護所待機児童数などにつきまして児童相談所に対して調査を行います。

また、「児童相談所の強化等に向けた取組」につきまして、都道府県における人材確保、育成が課題となっておりますので、児童相談所職員の研修の実施状況を把握したいと思っております。

以上が予定している調査の内容でございますが、年度内に着手をいたしまして、年度が明けてから事務的な取りまとめを行い、部会のほうにも結果について御報告をさせていただきたいと思っております。

また、策定要領では、計画策定に当たりましては幅広い関係者の参画のもとに行うこととされているということもございまして、先ほど資料2において御説明をいたしました、次回の専門部会ではそうした当事者の方々にヒアリングを行うことといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、この調査・ヒアリングの案について事務局のほうから今、説明をしていただき、もう一つ、今後予定している調査・ヒアリングについても説明していただきましたが、この内容についてまずは御意見をお伺いしたいと思います。

そして、その後、資料4から資料6について説明をしていただいた上で、今日この専門部会で議論していく3つの論点がありましたけれども、その3つの論点についてそれぞれ御意見を頂戴するという形で、できれば8時には終えたいと考えております。

非常に限られた時間になりますけれども、この調査・ヒアリングの内容について御意見を頂戴するのは今日だけで、次回はもう調査に向かっているという話になりますので、できれば皆様方から多くの御意見を頂戴できればと思います。

まず、この議題についてお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、鈴木委員のほうからどうぞ。

○鈴木委員 大変時間がないのはよくわかっているのですが、初めの議事のところで御質問させていただいてよろしいですか。

○柏女部会長 お願いいたします。

○鈴木委員 スケジュールのところで、最初に部会長のほうから、毎回諮問事項があつて、それに対してお答えするというので、毎回完結という感じで進めるというお話だったので、けれども、そもそもこの部会の大きなテーマは、国から新しい社会的養護ビジョンが出まして、それに対して都道府県の計画を立てなければいけないということで、その計画のもとになるようなものを議論するという事だったと思うのですが、その計画は平成31年度内に策定するという事なので、一応この部会とは関係なく進むようなことをおっしゃっていたような気がするのですが、スケジュール感としては、ほぼ同時並行という理解でよろしいのでしょうか。

この部会は12月までであるので、12月の段階でこの計画の骨子はやはり示していただいて、この部会の中から広く意見を求めるぐらいのことはやってもいいのではなからうか

と思います。

毎回、一回完結ではなくて、一応トータルのものとして骨子が出てくるとと思いますので、それに対して最後にもう一回意見を言うぐらいのことはあってもいいのではないかと思うのですけれども、もしよろしければ検討いただければと思います。

○柏女部会長 とても大事な点ですので、確認をしておきたいと思います。

事務局のほうでは、いかがでしょうか。

○玉岡育成支援課長 御意見ありがとうございます。まず、計画のたたき台そのものを示すかどうかは別といたしまして、その計画の骨子となるような東京都としての考え方についてはお示しをした上で、皆様方から御意見をいただくことを考えておりますので、自然とそれを最終的に我々の中で計画としてまとめていくことになろうかと思えます。

こちらで御審議いただいて、計画に全く関係なく、御意見をいただきっ放しとか、そういうことではございませんので、それについては御理解いただければと思います。

なお、この3項目につきまして、2回にわたりローリングをさせていただく形になっておりますので、一回りした後、また秋にもう一回、御審議いただきますので、そのときさらに御議論を深めていただき、我々もそれにあわせて深度を深めてまたお示しをするというような形になりますので、そういった御理解でよろしいかと思えます。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。できるだけ、全体像も見ながらということで進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、磯谷委員お願いします。

○磯谷副部会長 里親の関係なのですけれども、里親になろうとする方の大半は企業に勤めておられるわけで、そうするとやはり企業のほうの御理解というのは非常に重要なところになってくるだろうと思えます。ただの御理解だけじゃなくて、そのサポートといいますか、例えばマッチングをしていく過程でお休みを取ったりとか、時短になったりとか、そういったさまざまな支援というのが重要になってくるだろうと思えます。

加えて、今、特に里親になろうとする比較的若い世代の方々というのは、地域のコミュニティの中でつながっているかという余りつながっていない。むしろ企業、勤め先でいろいろ情報を得たりすることのほうが多いだろうと思えます。

そういうことで、要するに里親を増やしていくためには企業の協力が必要で、それは里親になろうとする人に対する支援もそうだし、広報という意味でも重要かと思うので、調査のやり方はなかなか難しいかもしれませんが、企業対象で例えば認知度であると

か、それから取組をどのぐらいやっているのかとか、そのようなところの調査をしていただけといいのではないかと思います。

○柏女部会長 ヒアリングでしょうか。やはり、一定数の量的な調査が必要でしょうか。

○磯谷副部会長 そのあたりは私も必ずというものはないのですけれども、ヒアリングをするにしてもある程度いろいろな業種に対してするとか、あるいは業界団体がいろいろあるかと思しますので、そういったところの御協力を得るとか、やり方はすみませんが、少し工夫をしていただけるとありがたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。御検討ください。

では、宮島委員お願いいたします。

○宮島委員 全体的なことで1つと、あとはヒアリング等調査のことで1つ聞かせていただきたいと思います。

この委員会に諮問をされたことが3つの柱に絞られた、この経緯についてお聞きしたいと思います。本当に限られた時間なので、深い議論をするためには3つの柱を立てるというのは必要なことで相当だと思うのですが、国のほうで出された通知では全体として11項目出されていたと思います。その項目の一つ一つが相互に関連することから、総合的なものとして、計画を策定すべきであると思います。

児童福祉法の平成28年改正を見ると、やはりまず地域で子供と家族と一緒に暮らせるということが第一優先順位になっていますので、私は東京都だけということではなくて、全国の社会的養育の計画においては在宅ということにかなり力を入れるべきではないか。国の総合対策においても、市町村の子供家庭総合支援拠点でしょうか。あとは、子育て世代包括支援センターを全ての市町村に置くということも示されているので、このあたりのことに本当は重点があるだろうと思います。

ただ、そこは今回この議論から少し外されています。これについては、一部、児童相談所のあたりで議論もできるのか、あるいは施設機能でそういった役割を果たすということも当然考えられると思うのですが、今日は最初ですので、この3つに絞ったという経過について補足の説明をいただけるとありがたいと思います。それが、1点目です。

2つ目は、やはり調査をすること、ヒアリングをすることはとても大事だと思いますが、そこで一番必要なことは子供自身の声を反映させるということで、次に里親や支援者の声を反映させないといけないと考えます。

にもかかわらず、この調査先には、なかなか十分なかたちで里親と支援機関が入ってい

ない。ただ、この専門部会には、里親である藤井委員が出てくださっていますし、里親支援機関を担っている渡邊委員、加えて、施設で支援を担っている都留委員や武藤委員、支援機関のスーパーバイザーを務めておられる横堀委員がいらっしゃるの、そこは委員構成の上で配慮されているということなのか。このあたりを説明いただければと思います。

○柏女部会長 1点目、2点目、いずれもとても大切なことですので、事務局のほうから御回答をお願いできればと思います。

○玉岡育成支援課長 宮島委員、ありがとうございます。まさに、大変限られた時間の中でという必要がございましたので、先の1月の児童福祉審議会の中で今回のこの3つの項目に絞らせていただくことを御提案させていただき、御了承いただいたところでございますけれども、ただいま委員がおっしゃっていただいたように、当然のことながらその地域で子供を見ていくということが大前提にあるということもあります。

先ほど御指摘いただきました施設、それから児童相談所だけでなく、当然のことながら里親等委託率なども考える場合に当たっては、我々はそれ以前にまさにおっしゃっていただいた努力をさせていただいているところもございます。そういったものもどのように評価をしていくのか、そういう視点も大事なかなと思っておりますので、ぜひまたそういった御視点からの御意見もそれぞれの各回でいただければと思っております。

続きまして調査・ヒアリングの関連ですが、里親向けにつきましては里親等の支援の中で里親登録者向けに調査も予定しているところですが、項目等につきましてはいろいろ御助言もいただければと思います。

また、里親支援機関につきましては御指摘いただいたとおり、この調査という中では確かに入っていないところではございますし、渡邊委員もこの場にはいただいているわけですが、また何かしらそういった意見、調査できる方法があればというところで検討はさせていただきたいと思っております。以上です。

○柏女部会長 最初の御質問の件は、よろしいでしょうか。恐らく、都のほうでもこの場で意見を求めるだけではなく、それぞれの関連する有識者の方とか、個別に業界のほうに伺ったりすることになるのだらうと思っておりますので、それも大事にいただければと思いますし、また、この中でも御意見があればぜひ関連する分野について出していただきたいということになるかと思っております。

2点目については、里親支援機関も調査の対象に、ここの中で意見が出ればそれもやっていく可能性はあるという理解でよろしいですね。

○玉岡育成支援課長 検討してまいります。

○柏女部会長 わかりました。

では、藤井委員お願いいたします。

○藤井委員 私の立場からは、資料3の調査項目について結構意見があるのですが、幾つかでもここで申し上げて、後からまた文書にでもさせていただいて個別に協議するような格好でもよろしいですか。

○柏女部会長 それでは、まずここで概略的なものを言っていただければと思います。他の委員にも後でお話をしようと思ったのですけれども、ここに出し切れなかった御意見は当然あると思いますので、それらは事務局にメールや添付ファイルでも結構ですので、それで御意見をお寄せいただいた上で検討していただくという形にしたいと思います。

事務局のほうは、よろしいでしょうか。

○玉岡育成支援課長 そのようにしていただければと思います。

○柏女部会長 期限については、例えば1週間後あたりまでにとか、そういうような形で区切らせていただいた上で御意見を頂戴する形にさせていただきたいと思います。委員の方々と事務局がよろしければそのようにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井委員のほうからかいつまんでポイントのところだけお話をさせていただければと思います。

○藤井委員 それでは、特に大事なところを幾つかお伝えしたいと思います。

まず、資料3の最初の「里親等への支援」の「代替養育を必要とする子供数の見込み」で、「施設に入所する子供のうち、里親等委託が必要なケース（児童養護施設、乳児院）」とあるのですが、これと3番目の項目もおなじなのですけれども、ここはむしろ里親等委託が困難なケースとその理由を聞いていただきたい。

それも、児童養護施設、乳児院だけでなく児童相談所にも聞いていただきたいと思うのです。里親等委託が必要なケースという定義が曖昧だし、私は数字が過小になってくるのではないかと思います。それから、困難な理由というのをあわせてお伺いしないと、本当に困難なのかどうかというのは判断できないということがありますので、そこをまずお願いしたい。

それから、私は施設の方から、施設と児童相談所で里親等委託が可能なかどうかとい

うところで、見解が異なるというようなケースも相当数存在すると聞いていますので、両者からお伺いする必要があるのではないかと思います。

それから、そういった項目を少し敷衍するような格好になるのですが、児童養護施設及び乳児院が里親委託を児童相談所に申し出てきたケースについて、里親委託ができなかったケースとその理由というのも追加でお願いできればありがたいと思います。これは、こういった見込みの調査というのもあるのですけれども、後で里親委託の推進に向けた取組を議論する上でも結構貴重な資料になるのではないかと思います。

それから、「施設の機能転換等」のところで、乳児院と児童養護施設それぞれにフォスタリング機関を受託する場合の課題という項目と、それから里親支援専門相談員の現状、これは里親登録者とか、あるいは里親支援専門相談員とか児童相談所に聞いていただきたいなと思うのですが、こういった項目も追加をしていただければありがたいと思います。

まずは3分の1ほどですがお伝えさせていただきましたので、残りの意見につきましては、後でまた送らせていただきます。

○柏女部会長 わかりました。家庭養護優先の原則を徹底させるためには、家庭養護を最初にして、それが困難な事例というように見たほうがいいのではないかとするのは、とても大事な視点ではないかと思いました。ありがとうございました。

その他には、いかがでしょうか。

では、林委員お願いします。

○林委員 今のことと関連するのですが、家庭養育優先の原則ということ言えば、本来的には施設入所児童全てが里親委託の対象ということになるわけですがけれども、でも現実にはその困難理由だけじゃなくて、そこで判断基準として何をもって里親委託の基準とされているかというあたりもやはり必要ではないかということと、それから養子縁組と里親との判断基準というあたりもお聞きしたいところです。

それから、特別養子縁組に関しては調査の相手方を児童相談所に限定されているのですがけれども、御存じのように現実に許可を受けた、現段階で7か所の民間機関が都内にございます。今後養子縁組あっせん法との関連で連携せざるを得ない状況の中で、やはり民間あっせん機関の実情ということはヒアリングとして必要ではないかと思います。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。養子縁組あっせん機関は許可をしているわけですので、ぜひそこはしっかり聞いていただけるといいのかなと思いました。

他はいかがでしょうか。

では、横堀委員、その次に武藤委員でお願いします。

○横堀委員 先に失礼いたします。私からは2点意見と、1点質問があります。

質問を先にさせていただきますと、調査・ヒアリングのペーパーの資料3の2枚目で「施設の機能転換等」の検討項目の中の児童養護施設への主な調査・ヒアリングの2項目、「専門的ケアが必要な子供数、専門的ケアに関わる職種」という言葉がございますけれども、大きな概念で言えば施設ケア全体に専門性が必要ですので、専門的ケアが必要でない子供はいるのかと、少し斜に構えて読んでしまいました。ここで内容的に想定して下さっている専門的ケアというのは何のことなのか、調査にあたって伺いたいと考えました。それが1点質問です。

それから、意見といたしましては1枚目の「施設の機能転換等」の「乳児院」のところでは、「児童養護施設」のところには「ショートステイ・トワイライトステイの設置状況・利用実績」というのが入っていましたが、乳児院でもショートステイで地域のさまざまな状況の家庭に触れながら、施設の多機能化にもつながるような業務を苦労しながらやっておられると考えましたので、乳児院にもその項目を入れたらどうかと思ったのが1点です。

もう一つは、先ほど藤井委員がおっしゃられたことに加え少し重なり合うのですけれども、里親委託をしながら不調に終わったケースから学ぶということは大変次に生きるのではないかと思います。不調もいろいろな場合がございますが、児童相談所からヒアリングするのはどうかと思った次第です。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

最初の1つの質問事項について、簡潔に事務局のほうからお願いします。

○玉岡育成支援課長 ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりでございます、そういう意味ではどの子供もそういった背景があって入っていらっしゃることには変わりはないのですが、一方でいろいろな意味で支援の困難性が増えているという傾向もありますので、むしろその中身というのでしょうか、今どういった状況で支援の課題に直面しているのか。それに応じた専門的な支援の方法ですとか、職種とか、どういうものが必要なのか。そういったことを、こちらでお聞かせいただければということでございます。ありがとうございます。

○柏女部会長 では、武藤委員どうぞ。

○武藤委員 代替的養育を必要とする子供の数の見込みというところでは、そもそもどこまで代替養育をしなければいけないかというラインのところは課題ですね。やはり大都市東

京からするとどこにするかで見込数は大分変わってくると思います。

今、保護をしたほうがいいのか、それとも在宅で見たほうがいいのかということで、児童相談所も子供家庭支援センターも、非常に迷うケースがいっぱいあると思うのです。そういう点での要支援家庭、本当に虐待もひどい状態になる前の子供たちを、児童養護施設側から見るともっと早く保護しなければいけないにもかかわらず放置されていて、それで心身ともに非常に傷ついてくる子供たちが多いということなので、私からするともう少し早めに保護などをしたほうがいいのかという子供たちが非常に見受けられると思います。

そういう意味からすると、子供家庭支援センター等についてそういうケースがどれぐらいあるのかも含めて、その困難性の度合いに応じた数というのは出せると思いますので、児童相談所と子供家庭支援センターでそういう子供たちをきちんと把握し算出することが必要なんじゃないかと思います。それが1点です。

2点目は、里親への委託推進に向けたということで、前回、3年半前のこの専門部会の検討でも話になったのですが、里親でやはり不調になるケースみたいなものも、やはりその原因だとか、それから不調にしないための取組ですね。そういうものをデータの的にも出していかなければいけないのではないかと思います。

里親をやりたいということで申し出ても、なかなか委託になっていない、未委託の家庭も多いということなので、そこをお願いする場合にできるのかどうかということが非常に問題になっていくのではないかと思いますので、その一つの指標ということでは里親不調のケースをデータとして出すことが必要なのではないかと思います。それが2点目です。

3点目は、施設機能と児童相談所機能の関係ですけれども、まずは職員数だとか、児童相談所の職員を増やすということが先ほどもありましたが、数の問題は多分そういう形で出るとは思いますけれども、質の問題というのはなかなか出にくいと思います。

例えば児童養護施設でいいますと、この前も新聞に掲載されていたようにグループホームでやはり不適切な養育が行われるというようなこともあるわけですから、小規模化したり、地域分散化したり、それから高機能化したときに、どれだけの専門性が必要なのかということもきちんと出して、現状からすると達成できている職員がどのぐらいいて、まだそこまで到達していない職員がどれぐらいいて、そういう人たちにどのような研修等々をすればいいのかということをもっと出していく必要があるのではないかと思います。

それは、たぶん児童福祉司も全く同じだと思うのです。児童福祉司は専門性が高いとい

うのですけれども、高い専門性に対して今の福祉司の人たちがどれだけ到達できているのかどうか。それから、できていない方々がどれくらいいるのか。それに対してどのような研修やシステムが必要なのかということをもっとデータとしても出していく必要があると思いましたが、データで出すのは難しいかもしれないのですけれども、チャレンジしていく必要があるのではないかと思います。

もう一点ですけれども、次にヒアリングを行うということですが、もうヒアリング先は大体決まっているのかどうか。当事者の人たちの思いを聞くのはいいのですけれども、できればそういう人たちの代表的な意見をしっかり言える方々に出てきていただいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○柏女部会長 この調査についての御意見は3点ありましたが、もう一つ、次回のヒアリングのことは御質問なので、もし何か今、答えられることがあったらお願いします。

○玉岡育成支援課長 まだ具体的には決まっていないのですけれども、例えば元里子の方とか、それは養育家庭の会の皆様方を通じてとか、そういうことも考えておりますので、できるだけそういったお声を集約できるような方に御参画いただきたいと思っております。

○柏女部会長 では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 ヒアリング等の調査の全体のことで、どれも必要なものだと思うのですが、次回の会議は5月なので、急ぎでこの年度末、年度初めに行うことに対して少し危惧を持っております。

というのは、他県での児童虐待の死亡事件があつて、国から一斉点検の依頼が児童相談所に今きています。これが3月7日までに行つたうえで3月14日までに報告することになっております。そうでなくても、年度末と年度初めはごった返して、その引継の漏れや温度差によって事件が発生することが多いと考えています。

ぜひともいい調査はしていただきたいのですけれども、この時期ということ踏まえれば全部を大急ぎでやるというのではなくて、現場に過剰な負担が生じないようにということをお願いしなければならないと考えましたので、お伝えします。

○柏女部会長 ありがとうございます。もっともな御意見だと思います。こちらの検討をしていくスケジュールと、それから調査のスケジュールと、エビデンスはあつたほうが絶対いいわけですが、エビデンスがないと議論ができないものは先にやっつけていかなければいけないし、そうでないものは少し待つとか、少し工夫が必要なのかなと思いましたが、ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

では、どうぞ。

○鈴木委員 最後の児童相談所の改革のあたりの調査なのですけれども、今、非常に重要なのは児童相談所の業務が本当にこれで回るのかというか、警察も含めて、要対協のものも子供家庭支援センターも全部児童相談所任せとか、過重な負担がある状況が大分マスコミ等々でもようやくわかってきたところなのですけれども、やはり児童相談所の改革の議論をするためには現在の業務量というのはどういうところにあるのか調査する必要がある。どれぐらいケースを持っていらして、どれぐらい残業してというようなことがないと、ここで何か改革をいろいろ議論すると余計に負担を上乗せすることになりかねないという感じがしますので、やはりその辺りの調査はやっていただいたほうがいいという気はするのですね。

それとともに、子供家庭支援センター業務量というのも児童相談所の調査と同時に行っておくと、その役割分担などが結構明確になってきますので、できるならば一緒にやったほうがいいのではないかと思います。

もう一つは、要対協というのは意外に、それぞれ各自治体は何をやっているのかは余りわからないところがあって、最低限こういうメンバーでこういう議論をやっています、どれぐらい、何日やっていますとかというのはわかるでしょうけれども、本当に機能しているのかどうかというところが、今回、特に他県で発生した事件ではかなり問われて、要対協にケースとして出ていてもあの状態ですから、やはり各自治体の要対協がどんなことをやっているのかというようなことも、これを機会に、もし何か調査できたら少し新しいエビデンスになるのではないかと。そんなこともひとつ御検討いただくとよいのではないかと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

どうぞ、石川委員お願いします。

○石川委員 「里親等への委託の推進に向けた取組」の調査のところ、養育家庭や養子縁組里親の認知度や印象について都民に調査を行うという項目がありましたけれども、ここで里親に興味はあるが登録までは至っていないという人は、ではどの弊害が取り除かれたら実際登録というところに行くのかをしっかりと調査して、そのうち都の取組で取り除けるのはどれなのかということがしっかりと見きわめられるような調査内容にしていただけたらと思います。

もう一点ですけれども、資料集のほうで「東京都における里親の現状」、8ページの下ですね。登録数も委託児童数も緩やかに伸びているというところで、登録数に対して委託児童数というのがずっと6割程度にとどまっているというのはどうしてなのかと私は思ったのですけれども、この6割ぐらいにとどまっているものを伸ばしていける方策があるのかどうか。あるいは、逆にこれを無理に伸ばそうとすると何らかの弊害があるのかどうかというところも少し検討していただけたらと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それではこれが大事だというような御意見を後から思いつかれた方は、ぜひ事務局のほうに御意見をお寄せいただければと思います。

それから、私から1つお願いですけれども、今回は5月になりますからもう進んでいるだろうと思いますので、これらの意見を踏まえて最終的にこういう調査をしますと決まったものは、ぜひメールでも結構ですので、こういう形で今、聞いています、聞き始めましたということをお知らせいただけるとありがたいのですが、よろしいでしょうか。

○玉岡育成支援課長 承知いたしました。

○柏女部会長 それでは、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いて各事項についての意見交換にしたいと思います。事務局のほうから、資料4、5、6に基づいて御説明をしていただいて、その上で個別に1つずつ御意見を頂戴していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、育成支援課長のほうからは、資料4と資料5について御説明させていただきます。

まず、資料4をご覧ください。「里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底」でございます。

このために、まず里親制度や特別養子縁組の理解促進と支援の充実、新たな担い手の確保が課題としてあるわけですが、「検討の視点」といたしましては、こうした課題を考える前提として、先ほど宮島委員に御指摘いただきましたけれども、児童福祉法を持ち出すまでもなく、何より子供が実の家庭において健やかに養育される、保護者を支援していくことが大原則とされているということを踏まえまして、都の社会的養育のターゲット、「都の考える社会的養育とは」という部分でございますが、それは何かという部分も御意見を頂戴できればと思っております。

その上で、次に実の家庭での養育が困難な場合は里親等委託の検討がなされるというこ

とで、その場合の検討に関しての御意見もいただきたくと思いますが、虐待などによりまして、ここにありますように支援の困難な児童に対して治療的養育ですとか、専門的な自立支援、施設などの養育支援が必要な場合があるため、そうしたケースも整理をした上で里親等委託率の検討に当たっていきたくと存じておりますので、そうした視点についても御意見を頂戴できればと思っております。

続いて、目標設定に際しては、都の現行計画におきましては里親、ファミリーホーム、グループホーム合わせて家庭的養護とし、社会的養護全体において6割を目指していくというこれまでの目標でございましたが、新しい計画では家庭的養護としての一括りではなくて、里親とファミリーホームの部分、いわゆる里親等委託率でございますけれども、これを国が示しているとおりに区分をいたしまして目標とすること、また設定をするに当たってもその年齢区分ですね、3歳未満、3歳以上から就学期前、学童期以降、この3つの年齢区分ごとに数値と達成期限を定めていくことを想定しておりますが、こうしたことにつきましても御意見を賜りたいと思っております。

次に、その上での具体的な取組として下に「○」が3つございます。1つは「里親制度の普及・登録家庭数の拡大、未委託家庭への委託促進等について」でございますが、大きな課題としましては普及啓発や活用促進に向けた取組の他、比較的年齢の高い児童の委託促進に向けた研修の充実などということもございますが、先ほど御指摘もいただきましたフォスタリング機関への委託につきましても、私どもといたしましてモデル的に試行することも考えてはおります。そうしたことに関しても御意見を頂戴できればと思っております。

また、「里親等の支援の充実と里親等の養育力向上について」でございますけれども、2つ目の「・」でチーム養育体制というのがありますが、現在は児童相談所を中心としていまして里親施設、民間里親支援機関等が特色を生かしまして、それぞれの役割を果たしながら養育される子供を支えていく体制を整えておりますが、その体制強化や人材育成に向けた課題です。また、4つ目の「・」にもありますように、委託児童の自立を見据えた支援、アフターケアの取組も重要な課題となっておりますので、そういった視点での御意見もいただければと思っております。

また、最後の「○」で「特別養子縁組に関する取組の推進について」ということでございます。認知度の向上がまず何よりも求められているところではございますが、支援の充実の他、東京都として今、独自に行っております新生児のうちに委託を行う新生児委託推進事業は引き続き推進をしていくということもございますが、先ほども御指摘いただきま

したが、民間のあっせん機関との連携ということもございますので、その点についてもまた御意見をいただきたいと思っております。

次に、資料5をご覧くださいませでしょうか。「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」のところでございます。

まず1つ目の「○」でございますが、「ケアニーズが高い子供に対する専門的ケアの充実について」ということで、既に都では手厚い支援を行うために、例えば乳児院では医療体制整備事業として常時、医療、看護が必要な病虚弱児を受け入れる施設に対しまして看護師の増配置を行っているとか、特に課題を抱えた児童の入所の増加に対応するために、乳児院でいいますと家庭養育推進事業、児童養護施設では専門機能強化型児童養護施設というものも都独自に支援を行っているところがございます。

2つ目の「○」の「施設の小規模化かつ地域分散化の促進について」でございますけれども、国の通知にもありますが、質の高い個別的ケアを実現すべきであるとともに、子供は地域において養育されるという基本的な考え方に対しまして、今後計画される施設の新築等の際には小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。

また、小規模かつ地域分散化の例外としては、専門的ケアを行うために必要な場合も、国では将来的には4人掛ける4ユニット程度までにするというようなことも言っておりますが、そうした方向に対しまして例えばここにありますグループホーム、職員配置ですとか、小規模化するに当たっては夜間も含めた職員のローテーションの維持のための人材の確保なども課題となっていると思っております。

3つ目の「○」でございますが、「自立支援策の充実について」のところでございます。都は独自に自立を見据えた支援としまして自立支援コーディネーターなどを施設に配置しておりますが、その効果検証なども御意見等をいただきながら行いたいと思っております。

また、4つ目の「○」の「多機能化の方向性について」というところでは、施設が社会的養育における貴重な資源として里親支援、地域における在宅支援など、施設の専門性の多機能化を図る中でも波及をしていくべきとされておりますので、そうした取組に向けての意見も賜りたいと存じております。

里親及び施設については、以上でございます。

○竹中家庭支援課長 続きまして、私のほうから「児童相談所・一時保護所等の改革」について、資料6で御説明をさせていただきます。

先ほど武藤委員からもございましたとおり、保護が必要な児童を必ず保護するというこ

とで対応できるように、一時保護所の定員の拡大や一時保護期間の適正化を図るとともに、一時保護児童への支援体制、例えば通学とか権利擁護、個別化されたケアの強化が必要だと考えております。または、効果的な職員の確保策やさらなる研修の充実等を図って、児童相談所の職員の質、量ともに十分な人材を確保することが必要だと考えております。

そうした視点を持ちまして「検討の視点（案）」でございますが、1つは「一時保護児童への支援体制の強化策について」でございます。国の一時保護ガイドラインに基づきまして、東京都の一時保護ガイドライン要領を今後策定し、東京都の目指す一時保護所のあり方、方針を明確化していく方向となります。

それに当たりまして、閉鎖的環境で行われる緊急一時保護、そして開放的な環境で行われるアセスメント一時保護の適切な仕組みについて。

児童の外出・通学への保障、一時保護所における私物の持ち込み、一時保護児童の権利擁護について。

一時保護の環境や体制整備の強化というところで、定員拡大や個室化の推進。

そして、一時保護児童への個別ケアの強化ということで、生活面のケアや心理的なケア、そういったところで御意見をいただきたいと考えております。

また、児童相談所の体制強化策といたしまして、やはり人材確保策及び人材育成の強化というのは本当に大きな課題でございます。より質の高い人材の確保等について、そして児童福祉司等の専門性を向上するための研修計画や人材育成体制の強化についての御意見をいただければと思っております。

説明は、以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。全体を見通した上での御意見も頂戴したいので、全体として12月までどんな流れで進んでいくのかというのをあわせて簡単に説明してもらえますか。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料7をご覧ください。まず本日が「社会的養護の現状等について」、私どものほうから御説明をさせていただいた上で、まず概括的な御意見を頂戴するという位置づけでございます。

第2回目につきましては、先ほど御指摘もいただきましたが、有識者と当事者の方のヒアリングを予定させていただいているところでございます。

第3回目からは、この3つの項目につきましてそれぞれ議論を深めていただくという意味で、まず6月には「里親等への支援について」の1回目の御議論をいただきます。

第4回目の7月には、「施設の機能転換について」と「児童相談所等の改革について」の御議論をいただきます。

ここで一回りする形になりますので、第5回目からもう一回りというところで、10月に「里親の支援について」の2回目、そして11月に「施設の機能転換について」、「児童相談所等の改革について」の2回目の御審議をいただきまして、最後12月の第7回目で意見の集約をさせていただくということで予定をさせていただいているところでございます。以上です。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。

では、この流れの中にどこかで一回、計画全体の骨子を御提示いただいて、12月のところはまた計画全体について御意見を頂戴するという流れでよろしいでしょうか。どこかの段階で骨子を出していただいて、意見を求めていただいて、12月は全体ということですね。

○玉岡育成支援課長 計画の骨子となるたたき台というのでしょうか、そういったものをこちらでまずお示しをして一回御議論いただいた上で、もう少し議論が深まってきますので、それを踏まえてもう少し具体的なものをこちらでお示しをするような形を想定いたしております。

○柏女部会長 わかりました。そんな流れで、それぞれの論点については2周することが原則だということを御理解いただいた上で御意見を頂戴できればと思います。

1つの論点で15分ぐらいの目安で進めていければと思います。

なお、これについても、この審議の中で言えなかったものについては後刻メール等でお知らせをいただくことも可能という形にさせていただきたいと思いますが、事務局、それでよろしいでしょうか。

○玉岡育成支援課長 そのようにお願いいたします。

○柏女部会長 個々のものについての御意見というよりは、こういう論点も入れたほうがいいのではないかという御意見のほうが、事務局としてはきっとありがたいのではないかとと思います。

どなたからでも結構です。最初の資料4につきまして、御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

では、林委員の次に藤井委員、そして都留委員お願いいたします。

○林委員 1点目が、一番下の特別養子縁組に関することです。7か所の民間機関があつて、

そのうち3か所が国際養子にかかわっているという実態がありまして、権利条約なりあつせん法の原則に基づくと、最大限、国内養子をどれだけ模索したかという証左が求められるわけですね。

しかし現実として、やはり自機関だけで対応して国際養子になされている実態もあるかと思えます。何らかの養親の一元化というのは難しいと思うのですね。里親登録と民間機関の基準の違いがあり、ただ、要保護児童の何らかの情報共有ということは必要ではないか。特に、そういう国際養子を見込んだ連携のあり方というものについて御検討いただきたいということです。

2点目は、3つ目の「里親等への」というところです。現実、東京都の場合、レスパイトケアに関しても国基準を厳格化運用して7日制限ということを設けています。それから、里親登録に関しても、養子縁組里親と養育里親の同時登録は基本認められないという現実があります。そういうあり方について今、海外を見たときに、やはり同時進行計画というか、やはり養育家庭から当初はそう予定していたけれども家庭復帰できず縁組が必要なケースもあるかと思えます。

今の東京都の体制のレスパイトとか、あるいは登録のあり方等を含めて再検討をお願いしたいというのが意見です。以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。とても大切なところではないかと思えます。

では、藤井委員どうぞ。

○藤井委員 資料4につきまして、それぞれの項目について申し上げたいと思うのですが、まず一番上の「★」の里親等委託率のところは先ほど力強いお言葉もいただいたのですが、前回、国が施設養護と、グループホームと、家庭養護を概ね3分の1ずつという目標を出したときに全国で東京都だけは家庭養護の目標を示さなかったという経緯もありまして、東京養育家庭の会としては結構恥ずかしい思いをしましたので、今回は実態もよく整理していただいた上で、ぜひ家庭養護としての目標設定、期限の設定をお願いしたいと思えます。

加えて申し上げますと、先ほど課長より御説明いただいたものもそうなのですが、家庭養護とグループホームをまとめて家庭的養護という言葉で一括りするのは、やめていただければありがたいと思えます。

地域小規模のグループホームもちろん大事なのですが、やはり家庭で養育する家庭養護とグループホームの間には大きな断層があると私は思っていますので、そこはきっちり

と区別をしていただいたほうが良いと思います。

それで、この里親等委託率の考え方なのですが、先ほど課長は余り御説明がなかったように思ったのですが、この2つ目の「・」の「里親等委託率については、里親委託に必ずしも適さないケースを除外し設定」というのはどう設定するということなのですか。国のほうの示している目標というのは里親等委託率の分母が基本は措置児童数だと思うのですが、これは措置児童数から里親委託に必ずしも適さないケースを分母から除外するような考え方なのですか。そこだけ疑問なので、お答えいただければと思います。

○玉岡育成支援課長 実態としては、こういったケースで適さないと言い切っていることが適切かどうかというのはあるのですが、今なかなか委託につながっていない事実はあります。

その実態についてまず委員の皆様にも御助言をいただきながら、委託率の設定の考え方そのものについても、まさに御意見を頂戴したいと思っていたところなので、ぜひそこは率直な御意見をいただければと思っております。

○藤井委員 この里親委託に必ずしも適さないケースの線引きというのはなかなか難しい、できないというふうに私は思うのです。

もし仮にこういう定義で分母をつくるとすれば、達成期限をいつにするかは別にして、目標値というのは100%しかあり得ないですよ。そういう行政としての政策目標はあり得るのかということもあると思いますし、これは主に各自治体に対してモチベーションを設定するための目標なのですが、こういうやり方でやると自治体が個々のケースを分母に入れるかどうかというのを一つずつ判断できるわけですから、そういう意味でもかなり適切でないような流れになってしまうというリスクが考えられるので、率直に申し上げて分母からそういう必ずしも適さないケースを除くというのは、私はあり得ないのではないかと思います。

国の考え方と違ってしまっていて、他の道府県との比較もできなくなるということもあると思いますので、私は政策目標としての数値目標というのは国の考え方がいかかという、それはそれでまた議論はあるのですが、分母は措置児童全体でもいいのではないかと思います。

あとは、細かいことですが、家庭復帰に向けた専門的支援云々というところがあるのですが、私は家庭復帰見込みというのは必ずしも里親委託に適していないとはいえないと思うのです。例えば、乳児院で家庭復帰のための実親との調整を続けている間でも、

短期間で家庭復帰に至る見込みがあれば別ですけれども、そうでなければやはり里親委託を検討すべきだと私は思います。

それから、1つ目の「○」で委託の促進策ですけれども、促進策を検討するに当たりましては、先ほどの調査で申し上げたことともかぶるのですが、東京都全体で一時保護所とか、あるいは施設がどれだけの子供を委託児童候補としているのか。そのうち、何人がどんな理由で委託に至らなかったのか。例えば、施設は候補に挙げたけれども、児童相談所が反対したケースもある。実親の説得がうまくいかなかったケースもある。マッチングがうまくいかなかったケースもありますね。そういったことを整理することで、里親委託がどこで滞っているのかということが理解できるのではないかと思います。

その上で、それぞれの滞っているポイントの原因を明確にして、滞っているところを一つずつクリアしていくための具体的な施策を議論する必要があるのではないかと思います。

それから、3つ目にフォスタリング機関についてなんですけれども、2つ目の「○」のところの2つ目の「・」に「チーム養育体制の充実に向けた体制強化及び人材育成」とあるのですが、ここは、「チーム養育体制からフォスタリング機関の設置に向けた体制強化及び人材育成」というような論点設定をお願いしたいと思うのです。

現在のチーム養育は私どもも一歩前進だと考えていますけれども、やはり課題は多いのですよね。よく言われる里親支援専門相談員の配置の地域格差もありますし、例えばこれは親担当が子供のソーシャルワークの拠点になっているわけですけれども、本当に親担当が拠点たり得るのかというのはありますね。親担当が、子供たちとどれぐらいコミュニケーションをとっているのか。

例えば、うちの今の担当児童相談所などですとベテランの児童福祉司に来ていただいているので、しっかりと子供たちともコミュニケーションをとっていただいているのですが、しかし、そのソーシャルワークの拠点である親担当がやはり公務員ですから2、3年で異動してしまうという課題もあります。

そういったことを考えると、あとはフォスタリング機関というと包括的な機能、要するに里親家庭に対するソーシャルワークの拠点としての機能なのですけれども、それを考えたときにチーム養育では児童相談所がやるということになっている養育家庭のリクルートとかマッチング業務をどこでやるか。本当に児童相談所がやり続けることができるのかというような課題もあると思います。実際にリクルートで児童相談所がどれぐらいのパフォーマンスを発揮されていて、どれぐらいの効果を上げていらっしゃるのか。それから、

マッチングは実際に具体的にどんなふうに行われているのか。そこは、先ほどの調査のところでお願いできればと思います。

私ももちろん何回か経験をしているわけですが、しかし、現在どんな状況でマッチングが行われているのか。これは、資料として何かお出しただければそれでいいのかもわかりませんが、その辺りも提示していただいた上で議論ができればありがたいと思います。

いずれにしても、私としては里子たち、あるいは私たち里親と児童相談所との普段の関係を鑑みるに、現在の児童相談所は虐待家庭等への介入にすごく多くの時間を使われているので、率直に申し上げますが、その保護した後の子供たちの養育まで十分に手が回っていないというふうに考えざるを得ません。したがって、フォスターリング機関はぜひ外部の民間に任せるべきだと私は思っています。この点について、やはりその調査結果等のファクトに基づいて、この部会で委員の皆様、あるいは事務局の皆様と率直に議論ができればありがたいと思っています。

あとはもう一点だけ、最後の特別養子縁組のところは民法が改正になるのではないかとということもありますので、新生児だけではなくて施設に実際入っていらっしゃる年長児に関しても論点に加えていただければありがたいと思います。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。大切な論点を加えていただきました。

他はいかがでしょうか。

○都留委員 乳児院の立場から、何点かお話をしたいと思います。

この資料4の家庭養育原則の徹底というようなところは、これから進めていくということだと思いますけれども、他県の状況でいきますと、例えば大分県でいきますと乳児院の定員数は20名なのですが、1か所の乳児院しかないというような状況の中で今、現員が10名なのです。基本的には里親のところへ一時保護をされて、そこから特別養子縁組にいくようなケースも出ているというようなことになっています。

ですので、乳児院を介さずに里親同士で、里親のところから里親のところに行くというようなケースが県によっては、たくさん出てきている状況になります。

それを東京都で、私としては「未委託家庭の委託と活用促進に向けた取組み」のところにもあるのですが、やはり一時保護であるとか、短期の児童を預けられるような里親の育成をどのようにしていくのかというようなところが大きい課題かと思っています。

東京都でそういった部分ができるようになると、より乳児院の活用ではなく、一旦そういったところに預けて一時保護的にできるというようなところはあるのかなと思います。これは、現状の部分で今の都内10か所の乳児院の中で乳児を受け入れるというようなことはなかなか厳しい状況があると思っております。この時期になると、大体12月前ぐらいからこの乳児院も満床に近いという状況で、児童たちが退所しないと定員としてもやはり入れられない状況が実態としてあるということです。そういったところで、里親宅を使えるというようなことが一方では必要ではないかと思っております。緊急的に夜間に保護できるかどうか、保護先が里親というところは少し難しいかとは思っていますけれども、ぜひこういった部分も検討が必要かと思っております。

また、最初のあたりで、やはり親同意のとり方を児童相談所としてこれからどういうふうに考えていくのかというようなところは、ぜひ検討の課題として挙げていただきたいと思っております。

施設入所は同意をされて、その後も里親委託の同意をとるという二重の手間は非常に大きい壁になっているのではないかと思っておりますので、家庭養育を原則としていくのであれば、その施設なり里親なりというようなことで二重に提案をするというようなやり方も必要じゃないかと思っております。以上になります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員どうぞ。

○宮島委員 「★」と「○」、それぞれにお伝えしたいことがございます。

「★」のところにおいては、さっき藤井委員がおっしゃったことと重なると思いますが、そもそも養育里親をちゃんと増やすということが一番重要なことで、養育里親は家庭復帰を前提とした里親委託ですので、家庭復帰が見込まれる子供は除外するようなことはあってはならないと思います。分母をどこにするかというようなことが先ほどから問われているわけですが、これを最初から分母から取り除いたのでは、やはり実態とか取り組むべきものが見えてこない。むしろ社会的養護の必要な子供全体を分母にするのであれば、決して高くない比率ということがむしろ現実的にあるということも出てくると思います。

やはり理想を掲げるということと、きちんと具体的に責任を持った計画を立てるという面では、地に足がついた計画にすべきだと、磯谷委員が御挨拶でおっしゃいましたけれども、まさにそういう観点が必要だと思います。

「○」の1つ目ですけれども、委託の促進において一番重要なことは、個々の子供のニ

ーズをきちんと把握し、家族の状況を把握して、どういう支援が一番望ましいかということ早期にきちんと見きわめるということだと思います。

長期化するということが最初からわかるにもかかわらず、ずっと施設入所で、それが18年間続くというようなことがあってはならないわけで、むしろ私の勤務校のゼミ生が乳児院の実践を丁寧に研究したところ、やはり1か月程度でおおむね方針が出る。むしろ、そこできちんと判断ができないと、その後ずるずるいって長期化する。

代表的に3つぐらい言えるというようにその方の実践研究において明確にしてくれたので、それはこの内容の議論のときに申し上げたいと思いますけれども、やはり個々の子供の支援マネジメントをきちんとするということが委託の促進にとって一番重要なことではないかと思しますので、1つ目の「○」の「・」にぜひ入れていただきたいと思います。

2つ目の「○」ですけれども、これは藤井委員とかなり重なると思いますが、一番の里親への養育支援はマッチングだというようにずっと考えてそのように申し上げてきました。やはりマッチングのあり方が問われますし、里親にむしろ重い負担を背負わせ過ぎると子供も不幸せになるし、里親も不幸せになって不調も生じる。やはり、そこが里親養育の支援においては一番重要なのだということがきちんと取り扱われるべきだと思います。不調から検討するということが述べられているので、当然そこで想定されると思いますが、全体状況の中で大事だと思います。

あとは、養育里親に委託を考えた場合には、実親との面会交流をどうするか。面会交流がない子供だけを里親委託の対象にしてきたのが、日本における里親委託のゆがみだと思います。

一方で、実親はさまざまな生活課題を抱えています。里親は、生活者として地域で暮らしています。無謀に面会を増やせばトラブルが生じるということになりますので、きちんとした面会交流の仕組みをつくらなければ委託は増えない。ここでは、面会交流のあり方やそのサポートということが重要な論点になるだろうと思います。

最後の「○」ですけれども、特別養子縁組と書いてあるのですが、なぜここに普通養子縁組が入らないのかというのは大きな問題だと思います。法制審議会の議論の中でも、普通養子についての議論は足らなかったということが確かに述べられていたと思いますので、やはり在宅で親子を切り離さない支援が一番の優先順位で、代替養育、里親家庭でも実親を大事にする。

次に、養子縁組をしても実親との繋がりを必ずしも切らなくて済むケースでは、それを

前提に親子の法的な安定性を求めるという普通養子縁組がちゃんと注目されるべきだと思います。ここでは、特別養子縁組だけを挙げるというのは国の方針もそうですが、偏りがあるのではないかと考えています。普通養子縁組も子供たちの重要な選択肢として位置づけて検討していくべきだと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

次にいきたいのですけれども、いかがですか。

では、武藤委員どうぞ。

○武藤委員 まず、里親委託率等の考え方ということで、私も全国の児童養護施設協議会の役員をしまして、国のほうにも大分申し入れをして、特に大都市である東京都の中での委託率とかの目標設定、達成期限というものは慎重に考えないと、75%だとか、50%だとか、国のほうは出していますけれども、東京都の地域的な関係だとか、それから行き場のない子供たちを出さないということだとか、ここにも書いていますが、子供の最善の利益の観点からということで機械的に措置を行うべきではないということも含めて明記をされていますけれども、そういう意味からすると、ある程度、東京都で現実可能な数値だとか達成期限を出していかないと、本当の意味で子供の最善の利益を保障しない実態になるのではないかと思いますので、慎重な検討が必要だというのが1点です。

それから、里親制度のところでは、親族里親についての検討なり、制度の改善なり、そこは非常に遅れていると思いますので、ぜひ親族里親の制度の検討と、目標だとか、そういうところは出していいのではないかと思います。

それから、施設の小規模かつ地域分散化の促進ということで、ここに「職員配置等の制度の見直し」ということで書いていただいて、これも前回、私は大分意見を言ったのですが、今後の課題ということにしてもらったので、やはり東京都でこれまで以上に小規模かつ地域分散化を進めるということであれば、この検討は絶対外せないのではないかと思います。

それから、その下に「人材の確保・定着策の検討」と書いてあります。先ほども意見を言いましたが、育成策ということも入れておかなければいけないのではないかと思います。

それから、その下の自立支援のところでは自立援助ホームのことを書いていますが、今後の東京都における自立援助ホームのあり方という部分はホームの役割を含めて明記していかなければいけないのではないかと。特に、ひきこもりになっている子供たちに自立援

助ホームを適用するとなったら全く足りないと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

あとは、多機能化のところについても、職員の専門性を確保しないと、結局、多機能化できないのではないかと考えていますので、多機能化に伴う職員の専門性の確保の問題というのはやはり入れたほうがいいのではないかと考えました。

○柏女部会長 今、資料5についての御意見もあわせて頂戴をいたしましたけれども、資料4についてはよろしいでしょうか。

では、今、藤井委員と、それから宮島委員からも話がありましたが、この里親委託の分母をどうするのかということは、東京都の場合は児童心理治療施設をつくらないで専門機能強化型施設で全ての児童養護施設で治療的養育を行うのだということなので、その分母をどうするのかということが議論になるのだらうと思いますけれども、今、出た意見などもぜひ参考にしていただいて、私もやはり児童養護と乳児院の事例の数を分母にしたほうが適当ではないかとは思っています。児童心理治療施設をつくらないということはあったとしても、そこはそう考えますので、あわせて御検討いただければと思います。

では、資料5について今、武藤委員のほうから御意見を頂戴いたしましたけれども、他にございましたらお願いをしたいと思います。

では、藤井委員、続いて宮島委員どうぞ。

○藤井委員 資料5は1点だけ。先ほど私はフォスタリング機関について、民間機関に委託するべきだというふうに申し上げましたけれども、これは東京養育家庭の会としてこれまでも何回か要望させていただいていますが、私どもは乳児院、児童養護施設にフォスタリング機関の機能を包括的に実施していただくということに大いに期待をしています。

やはり施設が持っている社会的養護の子供たちの養育、あるいは自立支援に関するノウハウ、それからレスパイトとか、あとは夜間、土日の対応の可能性とか、それから心理職等の専門職の方もいらっしゃるというようなこともあって、これは私たち里親にとっては本当に頼りになるのではないかと考えています。

資料5の論点についてなのですけれども、一番下の多機能化の方向性はもう少し記述を積極的に、例えば「一時保護委託の充実や地域支援の強化などの多機能化、フォスタリング機関の受託をどのように推進していくか」とか、もう少し積極的な感じの論点にさせていただければありがたいと思います。

その際、先ほど武藤委員もおっしゃいましたけれども、私もフォスタリング機関を担う

職員の例えばソーシャルワークとか、そういうところの研修とかトレーニングというのは本当に大事だと思います。ここは、東京都と施設が協力をしていただいてプログラムを組むなり、ぜひ効果的な研修を実施していただければありがたいと思います。

もちろん、これは施設と私は申し上げますけれども、やはり都内で地理的に施設がカバーすることが難しい地域もあるのかなと思います。そこは、NPO等の他の選択肢も当然考えなければいけないと思います。

ただ、いずれにせよ、繰り返しになりますが、フォスタリング機能というのは児童相談所から外部に委託して包括的に実施していただくような体制を構築していただきたいと考えていますし、私はそれが児童相談所を少しでもスリムにして虐待ケースの対応力を強化していくということに間違いなくつながるのではないかと思います。

児童相談所の体制はこんなに問題になっているわけですから、外部に委託した分、児童相談所の定員を削減するとか、そんなことは言われなと思いますし、ぜひよろしく願いしたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員お願いします。

○宮島委員 資料5の「○」の2つ目のところに、ぜひとももう一つ「・」をつけて加えていただきたいものがございます。

今、小規模化かつ地域分散化の中で一番足りない議論、積み上げられていないと私が認識しているのは、地域分散化されたグループケアを全体としてどのようにマネジメントしていくかということが全く欠けていると思っています。

小規模化して地域分散化すると、そこはプラスがたくさんありますけれども、密室化します。そうしますと、被措置児童虐待や、職員のバーンアウトも起きる可能性があります。5つも6つも7つも分散化された小規模ケアをたくさん持っていたら、全体として理念や支援のレベルの統一は難しくなります。どう全体をマネジメントしていくかという視点こそが大事で、そこに実践的な知見を積み上げるべきだと思います。

その意味でも、検討の視点内においては、地域分散化されたグループケアをどう全体としてマネジメントするか。これを記載して、見える化していただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。大切な御指摘だと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。先に進んでもいいでしょうか。

それでは、資料6についての御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 一時保護所の拡大という言葉の持つ意味について確認をしておきたいのですが、一時保護すべき子供が速やかに一時保護されるためには、全体としての定員を増やさなければならぬ。これは全くそのとおりでと思うのですが、1か所当たりの定員を大きくするということには相当のリスクが伴うのではないかと思います。

今、個室化も進められているし、一時保護所は昨日と今日でメンバーが入れかわる。子供同士の人間関係もさまざまに影響を与える非常に怖いところです。それで、事故が子供たちに起こってはならないということで、大声で注意したり、様々なことを禁止したり、規則がどうしても過剰になってしまうということが起きる。そういう悪循環が生じているというふうに思います。やはりこれは1か所当たりの定員も絞っていかないと、あるいは1か所に、ある程度の規模の定員が必要だとすれば、中の援助単位を分けていかないと無理ではないかと思います。

そういう面で、ここで一時保護所定員の拡大ということがありますが、30名を40名にするとか、50名にするということを進めるのは危険だと思います。他県で30名を40名にしたところ、その一時保護所が崩壊状態になって、もう一度定員を30名に下げたという例も実際にあります。このあたりのことは慎重にして、留意した上で全体の拡大を図るべきだというふうに考えます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、武藤委員、続いて藤井委員お願いします。

○武藤委員 一時保護のところなのですけれども、私どもの法人の二葉むさしが丘学園で一時保護をやっているのですが、そういう意味からすると今後、児童養護施設等が一時保護受託人数10名とかは少し難しいかもしれないのですけれども、今6名程度の子供たちは非常にニーズが高いのですね。

割と開放的でやれるような子供たちを中心としながらということなので、児童相談所と施設との役割分担だとか、そういうところは必要だと思いますし、やるのであればやはりインセンティブなどもつけながら、検討しながらやらないと、なかなか2つ、3つと続く施設がないという現実もありますので、児童相談所との情報共有のあり方だとか、幾つか課題もありますので、そういう施設が行う一時保護の強化策等についても検討したほうがいいのではないかと思います。

それからもう一点は、要支援ショートとって要支援家庭のショートステイです。これ

は、どちらかという和一時的な一時保護に値するようなケースもお預かりするというようなこともあって、今後、この要支援ショートステイという事業をどう拡充していくのか。一定の期間は少し離すことはあっても、基本的には親子を離さずに、そういう形で見ていくというところではとても有効な制度なのではないかと思っておりますので、これについても一時保護のところでは検討するかは別として、ぜひ検討したほうが良いと思っております。以上です。

○柏女部会長 2つ目のものは、新しい論点としてしっかりと入れておいたほうが良いと思っております。ありがとうございます。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員 まず、一時保護について簡単に、確かにこれは体制の拡充も必要だと思うのですが、無用に2か月一時保護されていて、その間学校に行けなかったというケースが結構出てきていて、それも高校受験の前だったりするのでどうなのかなと思うようなこともありましたので、そういった運用面の緻密なケースマネジメントをしっかりとお願いできればありがたいと思っております。

それから、児童相談所につきましては、先ほど武藤委員から数だけじゃなくて質をどうするかというのが大きな問題じゃないかという御指摘がありました。私もまさにそう思っています。正直、普段現場で里親をやっている、一人一人の職員は本当に大変ですし、それぞれ頑張っていると思うのです。

ただ、都としての人事政策というか、例えば児童相談所職員の数をかなり増やしていくにして、その中で専門職のウエートをどれぐらいに持っていこうとされているのかとか、あるいはもし専門職でなかなか固められないということであれば、では一般の職員の中でどういう方というか、そもそも児童相談所で仕事をしようと思った志とか、あるいはやはり一定の能力とか必要なわけですけれども、そういう一定の能力のある方、志のある人たちを児童相談所に配置するモチベーションというか、そういうものもやはり人事政策なのですね。そういうことを何か都全体として考えていらっしゃるのかどうか、少し伺いたいですけれども。

○柏女部会長 今、答えられる範囲でお願いします。

○竹中家庭支援課長 専門職、専門性が高い職員ということで、採用については福祉職や心理職として1類採用とか、キャリア採用だとか、任期付採用で経験を積んでこられた方とか、そういう意味では2類採用で業務経験がある方とか資格がある方という形で、そういう専門性がある方の採用は積極的に今、行っているのですが、それが全体の何%まで占め

るような採用をするかというような目標は全体では立ててはいない状況です。

プラスして一般職、事務職の方もいますけれども、全体にやはり大学等で心理学、社会学等を学んで経験がある方とか、あとは社会福祉主事の通信を受けていただいて経験を積んでいただくとか、そういうようなことは事務職も含めてやっています。

専門職、福祉職もとても大事ですけれども、事務職の中でもいずれは措置事務だとか、あとは開示請求だとか、そういったところの事務手続はやはり児童相談所も必要で、事務職の経験がそういうところに生きるということも1つはあります。

ですので、事務職が絶対だめだということではなく、それがうまく活用されている場面も多くございます。

○藤井委員　そういう意味での事務職の必要性というのは、もちろん私も何ら否定はしないのですけれども、現場の児童福祉司、児童心理司などの児童相談所職員を、やはり中長期的に見てどんな専門性の人をどんなふうに確保していくかというのは人事政策として考えなければいけないのですが、逆に言えば私が普段そうやって児童相談所の方々とお付き合いしていて、どうもその人事政策みたいなものが全然見えてこないというのが率直なところなのですね。

人事政策というのは前例踏襲になりがちなのですけれども、その人事政策を大胆に見直すというようなことはやはりそろそろ何かやらないといけないのではないかと思います。私の浅薄な知見の中でも、例えばある政令市はドクターの所長に十数年やらせているわけです。十数年やらせていて、彼は専門職をどんどん増やして、大方、専門職で固めて児童相談所を立て直して家庭養護を一生懸命推進したりしているわけですね。そういうものも、過去の人事の慣例にとらわれない人事政策なのです。

それから、東京都も過去は専門職でかなり固まっていた時代もあったと聞いているのですけれども、そういう方向もやはりありますよね。

私がよく存じている自治体だと、本庁幹部も含めて専門職の事実上のキャリアパスがびしっとできていて、本庁の総務系統とのパワーバランスも一定程度ちゃんと確保していますし、そういうふうな体制ができると後輩を養成するためのOJTも含めた非公式な養成システムが結構できるのですね。もちろんメリット、デメリットはあるのですけれども、そういうビジョンを描くということも、あり得るのかなと思います。

一方で、それが難しければ、やはり一般職員からも人事異動で回すということも、これまで東京都もやられていたようなやり方にならざるを得ないのですけれども、そうであれ

ば、先ほども申し上げたように志とか能力というものをどう確保するのか。これは、人事政策として本当に真剣に考えないと立ち行かないと思うのです。優秀な職員が手を挙げてくるようにするためには、これは若干乱暴に聞こえるかもしれませんが、例えば手当をたくさん出すとか、あるいは児童相談所長が今日お2人いらっしゃいますけれども、児童相談所長を本庁の部長級、局長級に上げて職員のキャリアの目標にするとか、あるいは今、改革をやれそうな幹部級を何人か抜擢して、立て直しをアサインしてビジョンをつくってもらうとか、そういう類いの前例にとらわれないような人事政策を行政組織としてはそろそろ考えないと、これはなかなか展望が描けないのではないかと思います。

若干、僭越かも知れませんが、これまで定期異動の中で児童福祉司になられた職員が青息吐息で仕事をして1、2年で別の部署に異動していくというパターンを何回か見ておりますし、区からの出向者も今、頑張らせていただいておりますが、いつまでも区からの出向者に頼ってられないと思いますし、そろそろ抜本的な検討をされる必要があるのではないかと私は見えています。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。資料6の「児童相談所・一時保護所等の改革」となると、どうしても都の公務員の組織ということになりますので、都の人事政策などが意見として出てくるということにはなりますので、御検討いただいた上で児童相談所のあり方の議論のときにまたお示しいただければありがたいと思います。

他はいかがでしょうか。

では、鈴木委員、都留委員、宮島委員の順でお願いしたいと思います。

○鈴木委員 児童相談所のところで、項目が1つできればいいなと思って申し上げます。

一時保護所の強化は重要なことですし、児童相談所の体制強化というのはまさに求められていることなのですけれども、率直に言って結構2つ目の「○」は苦しいなというのが私の感想でありまして、ほぼマンパワーがめいっぱい状況で、専門家を育成するのも時間がかかるし、ではもともと専門家をどうやって確保するかという問題もかなり苦しいので、やはり発想の転換みたいなものが必要なのではないかと思うのですね。

普通、児童福祉の世界じゃなくて、介護とか保育とか、そちらの分野だとまず何を考えるかという、全部専門家がやる必要があるのかということを考えて、業務の棚卸しみたいなものを考えますよね。それで、業務の中には、これはそこまで専門性がなくて事務職員でできるとか、あるいは保育士を持っていなくても幼稚園教諭でできるとか、他資格者

ができる業務とか、そういう検討をして、その中で役割分担とか業務分担をしていくというのが現実的な施策として有効だと思いますので、そういうことを考えてみるのはどうかというのが1つですね。

特に子供家庭支援センターとか、他機関との役割分担で重要なのは、単に事務の負担を移すとかではなくて権限も移さないと、権限を児童相談所が持っていたら結局最後の責任は持ちちゃうことになるので、どう権限を分担するとか、あるいは民間も含めてどこをアウトソーシングできるかというのも議論の方向性としてはあり得るのではないかと思います。

もう一つ、普通の他の分野だとやはりIT化というのは絶対考えるはずなので、特に紙ベースのものは介護でも保育でもどんどんデータベース化しようとしていますよね。児童虐待の死亡事例では、他の自治体から移ってきてその連携がうまくいかなかったというケースがありますけれども、広域データベースにすると連携はできますし、要対協とか、そういうのでも情報の共有化ができるという部分がありますし、ある程度のビッグデータになるとAIとかを使えば、そこからアセスメントの指針とか、いろいろな知見が出てくる可能性があります。国のビジョンのほうは結構データベースの構築とかがしっかり書いてあるのに都のほうには書いていないので、IT化とか、そちらのほうも何か検討してみる価値があるのではないかと。

特に、都は総務局にしっかりした情報部門を持っていますので、あちらのほうから知恵をもらうとか、そんなことも突破口の一つになり得るかなと思いましたので、ぜひ御検討いただければと思います。

○都留委員 「児童相談所・一時保護所等の改革」というふうに書いていますので、乳児院の立場とすれば2歳未満の児童自体は乳児院の中で一時保護所機能があるということでの対応をしておりますので、この部分でいったら、「等」というところに、乳児院も入っているのかどうかということをお聞きしたいです。

○柏女部会長 どうでしょうか。

○竹中家庭支援課長 今回の段階では、ここの表記では一時保護所が中心になってくるかなと考えております。あとは、施設への一時保護委託というところですけども、大きな焦点としては緊急一時保護のあり方というところが一番の焦点かなというふうには考えておりました。

○柏女部会長 先ほど要支援ショートの話も出てきたので、要支援ショート、それから委託

一時保護というのは1つ項目を立てたらどうですか。どこまで検討できるかは別にして、そこは都留委員がおっしゃったところは大事なことだと思います。

○竹中家庭支援課長 検討してみます。

○柏女部会長 そうしてみてください。では、宮島委員。

○宮島委員 ありがとうございます。2つ目の「○」で、2点申し上げたいことがございます。

今、挙げられている2つは、両方ともどうも個人の力量を上げていくというような内容に見えます。個人の面で1点申し上げて、あとは組織という面で1点申し上げたいのですが、人材の確保と育成というのが書いてありますが、定着という言葉がない。やはりみんな疲れちゃってもたないというような状態で、体を壊す場合もありますし、もう勘弁してくれということで他の部署への異動希望が非常に多い。児童相談所が働き続けられるところでなければ、やはり力量を上げることはできないと思います。

子供を守る、家族を守るのは一番重要ですが、そのためにも職員を守ることがなければ、これは実現し得ないことだと思いますので、ぜひ定着という言葉も入れていただければと思います。バーンアウト対策とか、きちんと休暇が取れるとか、携帯を持たされて24時間365日連絡が来ることへの精神的負担とか、こういったことも踏まえて、やはり人材確保、育成、定着を考える必要があると思いますので、定着という言葉もぜひとも入れていただきたいというのが1点目です。

2つ目は、やはり組織としての専門性と、いい仕事ができるような強化策を講じる上で、どうしても必要なのはスーパービジョン体制だと思います。どんなに熟練したワーカーでも見落としは生じますし、すごまれたりすると、どうしても自分の意識しないところで漏れなどが生じてしまう。それでいいのかということや、大丈夫かということをやはり確認する。スーパービジョンは、支持的機能と教育的機能と管理的機能があると言われていますが、管理的機能が重要で、そのことをちゃんと体制の中で整備していかなければいけない。組織としてきちんと仕事ができるように、スーパービジョン体制をつくるというのを小さい「・」で記載として出すべきではないかと考えます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○磯谷副部会長 まず、一時保護所の定員の拡大に関してですけれども、たしか平成32年4月から23区のうち3区が児童相談所を設置するというので、その後もそれが続いて

いくと理解しているのですけれども、それを踏まえた形での設定ということになるのかどうか、それをどう織り込むのかというところが1つ難しい点かなと思いました。

次に、児童相談所の児童福祉司等の専門性の向上のところですのでけれども、への移管というところも考えると、都の児童福祉司だけを見て研修とか強化ということが合理的なのかどうかというところも検討する必要があると思います。児童心理司も多分、同じではないかと思います。

それから、今度はお願いですけれども、研修の体制について、今回の資料でも若干は出てくるのですが、具体的に例えば児童福祉司として入った場合、どのような研修を何日ぐらい受けるのかというところを資料として出していただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。児童相談所の区移管との関係についての基本的な考え方と、それからこの中でどうそれを捉えたらいいのかということについて、今、御説明していただくことはできますか。

○宿岩事業調整担当課長 今、磯谷委員からお話があったとおり、平成32年度から特別区のほうで児童相談所を設置する予定がございます。

社会的養育推進計画自体につきましては、児童相談所を設置した市なり区というのは作成する形になりますので、特別区に児童相談所ができた場合には区が計画を作成することになります。

ただし、都道府県が計画を策定する際に、設置を予定する自治体と連携・調整していく必要があると国において通知されていますので、我々の計画策定の状況について、特別区だけではないのですけれども、意見交換や情報提供をしていくことになります。

○柏女部会長 今後の協議にもよるけれども、この部会の中では一応オール東京都で計画を策定するというのでいいのでしょうか。

○宿岩事業調整担当課長 そう考えております。

○柏女部会長 わかりました。そういうことでいいですか。随時、それをまた協議しながら、先行3区が計画をつくるというようなことも途中で出てくるかもしれないですが、そのときはまたお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

すみませんが、私から1点なのですけれども、今日は公募委員の方もいらっしゃいますし、それから児童相談所というのは我々民間人がなかなか見ることができない。特に一時保護所を見る機会はないというようなこともあって、可能であればなのですけれども、一時保護所の視察などができないだろうかと思います。

以前、審議会ですぐ一時保護所のあり方を議論したときには視察の機会をつくっていただいたのですが、今回も委員の方からそういう御希望があればそれも考えていただきたいと思います。委員の皆様はいかがでしょう。

御検討いただいてもいいでしょうか。

○玉岡育成支援課長 一時保護所もそうですし、施設もそうかと思しますので、あわせて事務局で検討させていただきます。

○柏女部会長 わかりました。施設のほうは都留委員と、それから武藤委員がいらっしゃるの、オーケーと言えは大丈夫だと思うのですが、一時保護所はそうはいかないと思ったので、施設も含めて御検討いただけるのであればそれはとてもそれはありがたいです。よろしく願いいたします。

それでは、時間を過ぎてしまって申し訳なかったのですが、御意見はこのあたりにさせていただきたいと思っております。

今日、言いそびれた御意見がある方がいれば、後ほど事務局へメール等で意見をいただければと思っておりますが、いつまでにお送りすればよいですか。

○玉岡育成支援課長 調査については基本的にできる限り、しっかり行いたいと思っております。先ほどのお話にもありましたけれども、追加の御意見追加の御意見についてもあればいただきたく、がございましたら、事務局のほうから各委員の皆様にも期限も含めてお知らせいたしますので、お聞かせいただきたく存じます。

○柏女部会長 わかりました。では、そのようにしていただいて、今日の論点についての御意見も合わせて出していただいて結構です。

ただ、議事録には載らないので、そこはまた個別に御調整をいただければと思っております。

それでは、今日の第1回専門部会はこれで終了という形になりますが、最後に委員の方から何かございますでしょうか。

松原委員、お願いいたします。

○松原委員 余りオブザーバーがしゃべっちゃいけないのですが、論点というより観点というのを1つだけ。皆さんがおっしゃったことと重なるのですが、児童福祉法の改正で家庭での養育が大切だという確認をしました。その先には、それを支援する自治体を含めて我々の責任も書かれていますので、社会的養護のニーズを持った子供を家庭に丸投げしてしまわない。

やはり、そういうときに里親も含めてですけれども、支援をしていく施策をどうするか

ということで全体を考えていただきたいと思います。家庭養育になったらそれでいいやという話ではないと思うので、そういう意味で数値目標もその先を見据えたことで考えていただければと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。委員長から、適切なアドバイスを頂戴いたしました。

先ほど宮島委員もおっしゃられていましたけれども、児童相談所の職員だけではなく、児童養護や社会的養護の分野にいらっしゃる方、あるいは里親自身もバーンアウトしないように定着ということを支援できるというふうに思いました。

私ごとですけれども、私も児童相談所に過去に10年間勤務しておりましたが、やはり9年目、10年目は軽い鬱状態になりました。そういう意味では、どんどん負担が蓄積されながら、心身を壊していくということが起こり得るのだらうと思いますので、そうしたことが少しでも減るように、人材の育成、定着というところもあわせて考えていければと思います。

それでは、今日の第1回の専門部会はこれで終了とさせていただきます。

次回の予定等について、事務局のほうからお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 次回、第2回の部会ですが、年度明けの5月を予定しております。詳細日程等につきましては現在調整中でございますので、決まり次第、御連絡申し上げます。以上です。

○柏女部会長 それでは、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

午後8時20分

閉 会